その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十九年九月二十一日から同年十一月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、同年十月九日及び同年十一月三日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三一度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三一度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十九年九月二十一日から同年十一月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、同年十月九日及び同年十一月三日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十九年九月二十一日から同年十一月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、同年十月九日及び同年十一月三日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月十一日　関東地方整備局長　泊　宏

その関係図面は、平成二十九年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　神奈川県足柄下郡箱根町湯本字下耕地五七番二から同町湯本字山崎下一二五番七まで　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月十一日

○中部地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

その関係図面は、平成二十九年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
飛騨市神岡町船津字大洞口一九一二番二から同市神岡町船津字フルスワ二一四二番三まで	前	一六・〇〇～二九・二〇メートル	一三〇〇キロメートル
	後	一七・二〇～三三・二〇メートル	〇・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十一日　中国地方整備局長　川崎　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
呉市阿賀中央四丁目一九番二から同市広町字西横路二〇八二番一まで	前	三二・九一～一三二・三四メートル	〇・七四〇キロメートル
	後	三三・七六～一三二・三四メートル	〇・七四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所